

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告します。

令和四年二月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 処分をした年月日

令和四年一月二十八日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名
森工業所	奈良県北葛城郡王寺町久度四丁目五 ―四	森 実

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

注一 「建設業に関する営業」とは、注文者から建設工事を請け負う営業をいう。

注二 「民間工事」とは、「国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事」以外をいう。

2 期間

令和四年二月十二日から令和四年二月二十六日までの十五日間

四 処分の原因となった事実

森工業所は、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十二条第二項に違反して、元請業者の株式会社サカモトから解体工事を一括請負していました。

このことは、建設業法第二十八条第一項第四号に該当します。